

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	134 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	130 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	41 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	31 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 39 年 6 月まで
② 昭和 41 年 7 月から 43 年 6 月まで
③ 昭和 58 年 3 月から 61 年 6 月まで
④ 昭和 62 年 7 月から同年 9 月まで

私は、少なくとも昭和 30 年代には A 市で国民年金に加入しており、当時、国民年金手帳を受け取った記憶はないが、加入期間中は未納期間が無いよう、国民年金保険料を納付していたはずである。その都度の保険料額ははっきり覚えていないが、同市の窓口で納付用紙を用い、国民健康保険料と一緒に納付していたと思う。

途中、昭和 40 年頃に体調を崩して B 市の姉の家に移って療養していた 1 年ないし 1 年半ほどの期間については、全額免除を受けているが、その後、A 市に戻って以降、厚生年金保険に加入するまでの間は、以前と同様に国民年金保険料を納付していた。

また、自営していた会社を廃業し、厚生年金保険の被保険者ではなくなった後も確かに国民年金保険料を納付していたし、時期は分からないが、社会保険事務所（当時）で納めた覚えもある。いずれにせよ、私に未納期間は無はずなので、調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人の国民年金保険料の納付記録は、昭和 61 年 7 月以降、3 か月と短期間である申立期間④を除き、未納期間は無いことに加え、申立人に係る A 市の国民年金被保険者台帳及びオンライン記録によると、申立期間④の前後の期間はいずれも過年度納付済期間であることから、申立期間④についても、申立人が過年度納付のための納付書を入手した可能性は高く、その前後の期間と同様に過年度納付がなされた可能性は否定できない。

一方、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年3月30日にB市で払い出されていることが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続はこの頃になされたものと推認でき、昭和30年代にA市で加入手続を行ったとする申立内容とは一致しない。また、この場合、上記加入手続時点において、申立期間①のうち、37年12月以前の期間に係る保険料は、制度上、時効により納付できない。

また、申立人に係るA市の国民年金被保険者台帳からは、「45年度職権転入」という記載が確認できる上、申立人に係る特殊台帳の住所変更欄によると、申立人がB市からA市に転居した際の住所変更が転居直後にはなされず、申立期間②の終期から2年以上経過した昭和45年6月に職権で行われている状況が確認できる。この場合、申立人がB市からA市に転居して以降、職権による住所変更が行われるまでの間に、申立人がA市で国民年金保険料を現年度納付することはできず、また、上記職権による住所変更時点において、申立期間②のうち大部分の期間に係る保険料は、制度上、時効により納付できない。

さらに、申立人は、申立期間①及び②について、過去の未納保険料をまとめて遡及納付した記憶はないとしている上、国民年金の加入期間を通じ、主としてA市の窓口で、国民年金手帳を使わずに現年度納付していたとしているが、申立期間①及び②当時におけるA市の現年度保険料の徴収方式は、国民年金保険料の納付の都度、国民年金手帳に印紙を貼付する印紙検認方式であり、申立内容とは相違する。

加えて、オンライン記録によると、申立人については、当初、昭和58年3月11日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後の国民年金被保険資格の再取得日が、63年7月28日とされていたが、その後、同年9月7日に社会保険事務所において、当該再取得日を、厚生年金保険被保険者資格の喪失日かつ申立期間③の始期に当たる58年3月11日とし、遡って資格を取得する訂正処理が行われていることが確認できる。この場合、上記訂正処理が行われるまでの間、申立期間③は未加入期間と認識されており、申立人が現年度納付を行うことはできなかったほか、上記訂正処理時点において、申立期間③に係る国民年金保険料は、制度上、時効により納付できない。

ほかに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄していた社会保険事務所における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人が申立期間に係る保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書の控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年7月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 5 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 5 月から 53 年 3 月まで

私は、時期は定かではないが、A市の広報紙を見て特例納付制度があることを知り、市役所窓口へ相談に行った。その時、国民年金に加入し、納付に必要な金額などを聞いたと思う。

市役所の窓口では「保険料を未納のままにしていると年金がもらえませんよ。」と言われたので、金額はよく覚えていないが、後日、当時の夫から、かなり高額のお金を出してもらい、未納期間を全て納付したのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 55 年 2 月に払い出されていることから、この頃に加入手続が行われたものと推定され、当時は第 3 回目の特例納付実施期間中であるとともに、申立人の特殊台帳によると、申立人が強制加入被保険者の資格を取得した 41 年 5 月から申立期間直前の 51 年 4 月までの国民年金保険料について、加入手続が行われた 55 年 2 月にまとめて特例納付していることが確認できることから、申立人が国民年金に加入し、特例納付したとする申立内容と符合している。

また、申立人が特例納付するために高額のお金を出してもらったとする申立人の元夫に当時の事情及び当該金額について聴取したところ、「当時、妻は、『誰よりも年金を多くもらいたい。』と言っており、妻に保険料を渡すために銀行預金を解約した。その時の金額が 60 万円ぐらいであり、妻に全額を渡したと思う。」と陳述しており、その金額は、上記の特例納付済期間及び申立期間を合算して特例納付した場合の納付金額（57 万 2,000 円）とおおむね一致

している。

さらに、申立人は、申立期間以外は国民年金保険料を完納するとともに、60歳を過ぎて国民年金に任意加入し65歳まで保険料を納付しており、申立人が特例納付を行った昭和55年2月当時において、申立期間直前の特例納付済期間及び任意加入期間における未加入期間(カラ期間)を合算し、以降60歳まで保険料を納付した場合、申立人の受給資格期間である25年を大きく超えていることなどを踏まえると、当該特例納付は、年金受給権の確保のためではなく、将来の年金額の増額を目的として行われたものと考えられることから、申立人が申立期間の保険料を含めて特例納付していたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から50年3月まで

時期ははっきりとは覚えていないが、父親が私と義姉の国民年金の加入手続を行ってくれ、その後、私が昭和63年に結婚するまでの国民年金保険料についても、父親が納付してくれていたはずである。

年金記録を見ると、私と一緒に国民年金の加入手続を行った義姉については、遡って国民年金保険料を納付しており、私の保険料のみ遡って納付していないことは考えられない。

また、私が結婚する時に、父親からそれまでの国民年金保険料の領収書、及び納付したことを示すメモをもらっているので、その写しを証拠として提出する。

以上のことから、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、昭和49年7月6日に申立人の義姉と連番で払い出されているところ、義姉については、申立期間のうち、47年4月から50年3月までの国民年金保険料は納付済みとなっている。

また、申立人の義姉の上記期間の国民年金保険料の納付状況について、特殊台帳を見ると、昭和47年4月から同年12月までの保険料は、第2回特例納付制度を利用して、50年12月23日に特例納付し、48年1月から50年3月までの保険料は、過年度納付していることが確認できる。

この点について、申立人の義姉は、特例納付時点では、33歳であり、その後60歳到達まで国民年金保険料を未納無く納付することにより、年金受給権が確保できる状況にあったことから、年金受給額を増やすために特例納付した

ものと考えられる。

さらに、申立期間直後の昭和 50 年 4 月以降の国民年金保険料については、申立人及びその義姉はいずれも現年度納付しており、また、保険料納付日が確認できる期間の二人の納付日はおおむね一致している。

加えて、申立人は、結婚する際にその父親から、申立人自身のそれまでの国民年金保険料の納付に係る領収書並びに納付記録の記載された半紙及び封筒を手渡されたとして、これらの写しを提出しているところ、i) 封筒に記載されているメモの写しを見ると、昭和 59 年 4 月以降の保険料額及びその納付日が手書きされており、その内容は、全て申立人のオンライン記録と一致し、また、ii) 半紙に記載されているメモの写しを見ると、「47 年 4 月カラ 12 マデ 8,100 円」、「48 年 1 月カラ 50 年 3 月マデ」及び「50 年 4 月カラ 50 年 12 マデ 9,900 円」と手書きされており、このうち「50 年 4 月カラ 50 年 12 マデ 9,900 円」との記載については、申立人が所持する領収証書とも一致する。

これらのことを踏まえると、申立人及びその義姉の国民年金の加入手続きを行い、二人の国民年金保険料の納付も担っていた申立人の父親が、申立人の義姉についてのみ、特例納付制度を利用して過去の未納保険料を過年度及び特例納付したと考えるのは不自然であり、申立人についても、その義姉と同様の期間の保険料については納付した可能性を否定できない。

しかし、上記のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 49 年 7 月 6 日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時点において、申立期間のうち、45 年 4 月から 46 年 12 月までの国民年金保険料についても、特例納付制度を利用して納付することは可能であるものの、申立人の義姉の納付記録を見ると、上記のとおり、申立期間のうち、47 年 4 月から同年 12 月までの保険料は第 2 回特例納付制度を利用して納付していることが確認できるが、それより前の期間の保険料については、特例納付することが可能であるにもかかわらず、未納のままである。

この点について、申立人及びその義姉の国民年金保険料の納付を担っていた申立人の父親は既に他界しており、また、申立人及びその義姉は、保険料納付に関与していないことから、申立期間のうち、昭和 45 年 4 月から 47 年 3 月までの保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年6月までの期間及び49年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から同年6月まで
② 昭和49年4月から同年6月まで

18歳から働いていた勤務先の店主に、「20歳になれば、国民年金に加入しなさい。」と言われていたこともあり、時期等は覚えていないが、自身で国民年金の加入手続を行った。

昭和44年8月に結婚した後は、自宅近くのA市役所（現在は、B市）及び、自営の店に近いC市役所に頻繁に出向いていたが、国民年金保険料の納付については、主にA市役所の窓口で夫婦二人分を納付したり、また、納付書を作成してもらったりして、後日、金融機関で納付したこともあった。

特に、申立期間当時は、国民年金保険料については、未納の無いように心掛けていたので、納付期日を逸したり納付書を無くしたりした時などは、市役所に問い合わせ納付書を入手し納付していた。

店の売上が低迷し、平成6年に妻が就職した後は、国民年金保険料の納付もおろそかにしてしまっていたが、申立期間当時は、家業も順調で夫婦二人分の保険料を納付するための資金も十分にあった。

申立期間に係る国民年金保険料を納付したことは間違いないので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A市保存の国民年金被保険者名簿及び国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、同市において、昭和39年1月3日を国民年金被保険者資格の取得日として43年12月2日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を納付するこ

とは可能である。

また、申立期間は合わせて6か月と短期間である上、それぞれの前後の期間の国民年金保険料は現年度納付している。

さらに、申立期間①及び②に係る申立人の妻の国民年金保険料についても、当初は未納とされていたところ、妻からの申立てを受け、当委員会においてあっせんが行われた結果、平成22年9月に納付済期間へと記録が訂正されている。

加えて、オンライン記録及びB市保存の国民年金被保険者名簿で確認できる申立人とその妻の国民年金保険料の納付日は一致しており、夫婦の保険料の納付を担っていた申立人が、申立期間についてのみ、その妻の保険料を納付しながら、申立人自身の分について未納のまま放置していたとするのは不自然である。

このほか、申立期間より前の期間である昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料についても、当初は未納とされていたが、B市保存の国民年金被保険者名簿では納付済みとなっていることが判明したことから、平成23年1月になって、職権により納付済期間に記録が訂正されており、申立期間当時における保険料の記録管理等が適正に行われなかった可能性も否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成19年5月1日から20年4月1日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は19年5月1日、資格喪失日は20年4月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間のうち、平成19年5月1日から同年9月1日までの期間については、厚生年金保険被保険者資格の取得月に係る標準報酬月額38万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を38万円に訂正することが必要である。

また、当該期間のうち、平成19年9月1日から20年4月1日までの期間については、標準報酬月額の決定の基礎となる19年6月において、標準報酬月額38万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年1月から20年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社が、厚生年金保険に未加入であったことは分かっていたし、給与から社会保険料等として控除されていたのは雇用保険料のみで、医療保険も自費で国民健康保険に加入していた。しかし、同社発行の源泉徴収票を見ると、平成13年分から社会保険料等の金額欄に約50万円の記載があり、知らないうちに厚生年金保険料を控除されていたかもしれないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成14年1月から20年4月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用すると解するのが相当であるから、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断する。

申立期間のうち、平成14年1月から19年5月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年5月1日から20年4月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

A社から提出された申立人に係る労働者名簿及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが確認できる。

また、A社は、オンライン記録では厚生年金保険の適用事業所となっていないものの、商業登記の記録によると、申立期間において、法人格を有していたことが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

さらに、申立人提出の給与明細書及び源泉徴収票から判断すると、申立期間のうち、平成19年5月1日から同年9月1日までの期間については、同年6月に、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した同年5月に係る標準報酬月額38万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたと認められる上、同年9月1日から20年4月1日までの期間については、標準報酬月額の決定の基礎となる19年6月は標準報酬月額38万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

加えて、被保険者資格の取得時の標準報酬月額の決定について、年金事務所に照会したところ、「後日、事業主が届け出た被保険者資格の取得時の報酬月額と実際に支払われた報酬月額がかけ離れていることが判明した場合は、賃金台帳等において確認できる報酬月額から標準報酬月額を決定する。」との回答を得た。

したがって、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は平成19年5月1日、資格喪失日は20年4月1日であると認められ、当該期間の標準報酬月額を38万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成14年1月から19年5月1日までの期間については、前述のとおり、オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は無い上、申立人から提出された給与明細書を見ても、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A社は、「申立期間当時、当社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、申立人の給与から厚生年金保険料を控除したことはない。」としている。

一方、申立人から提出された源泉徴収票（平成13年分から19年分まで）を見ると、「社会保険料等の金額」欄に、約45万円から60万円までの金額が記載されていることが確認できるが、A社は、「当社は、厚生年金保険に加入していないので、国民健康保険料等の金額の申告があれば、雇用保険料と合算して記載していた。」と陳述しており、同社から提出された申立人に係る「給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書」（平成14年分から19年分まで）を見ると、社会保険料控除の欄に、国民健康保険料として約41万円から55万円までの金額が記載されていることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年4月4日

ねんきん定期便により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の賞与の記録が無いことが分かった。申立期間について、賞与の支払と保険料控除が確認できる賞与支払明細書を提出するので、賞与の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の賞与支払明細書から、申立人は、申立期間において、24万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成20年4月4日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年6月30日は13万円、同年12月10日は17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月30日
② 平成15年12月10日

ねんきん定期便により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の賞与の記録が無いことが分かった。申立期間について、賞与の支払と保険料控除が確認できる賞与明細書を提出するので、賞与の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の賞与明細書及びA社保管の給与台帳から、申立人は、平成15年6月30日は13万円、同年12月10日は17万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る平成15年6月30日及び同年12月10日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格取得日に係る記録を昭和49年8月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月31日から同年9月2日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、同社D営業所から同社C営業所へ異動した時期であり、継続して同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び企業年金連合会提出の申立人に係る厚生年金基金の加入記録から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和49年8月31日にA社D営業所から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和49年9月の社会保険事務所（当時）の記録及び企業年金連合会の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料が無く不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格取得日に係る記録を昭和48年9月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月10日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、同社D営業所から同社C営業所へ異動した時期であり、継続して同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び企業年金連合会提出の申立人に係る厚生年金基金の加入記録から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和48年9月10日にA社D営業所から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和48年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料が無く不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 37 年 4 月 1 日まで
脱退手当金の確認はがきにおいて、A社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとなっている。
しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

また、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（単票）の性別は男性と記録されており、申立人の年金記録の記録管理が適切に行われていたとは認め難い上、支給決定された当時の制度では男性であれば受給権が発生しないことから、適正な事務処理が行われたとは言い難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 1 月 25 日から 31 年 4 月 11 日まで

日本年金機構から脱退手当金の確認はがきを送付されてきたところ、私が勤務した期間のうち、A社での厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとの記載があった。脱退手当金が支給済みとなっていることは、60歳になった時の年金裁定請求時に知ったが、その当時はどうしたらよいのか分からなかった。

脱退手当金の請求も受給もしていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立人のA社における資格喪失日（昭和 31 年 4 月 11 日）から約 36 か月後の昭和 34 年 3 月 27 日に支給決定がなされており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間前のB社及び申立期間後のC社における被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっており、不自然さがうかがわれる中で、申立人が脱退手当金の請求に当たって支給決定日直前のC社における被保険者期間を失念するとも考えにくい。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年7月1日から26年7月30日まで

日本年金機構から送付された脱退手当金の確認はがきを見ると、私が勤務していたA社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとされていた。

しかし、脱退手当金を請求した覚えも、受給した覚えもないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間後のB社における被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっており、申立人が支給日直近の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、上記未請求となっている被保険者期間と申立期間は同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上も不自然である。

さらに、当時、事業主が申立人の委任を受けて代理請求を行っていたことをうかがわせる事情等も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年1月8日から同年5月24日まで
② 昭和29年12月1日から30年4月25日まで
③ 昭和30年4月26日から同年10月2日まで
④ 昭和31年7月1日から33年1月30日まで

A社に勤務していた申立期間①及び②、B社に勤務していた申立期間③並びにC社に勤務していた申立期間④については、脱退手当金が支給されたことになっている。しかし、脱退手当金は請求も受給もしていないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、C社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和33年4月21日に支給決定されている。

しかし、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人には、申立期間の前に脱退手当金の計算の基礎とされておらず未請求となっている2回の被保険者期間があり、そのうちD社における被保険者期間について、申立人は、「私が脱退手当金を請求したのであれば、最初に就職したD社に勤務していた期間を忘れるはずがない。」と陳述している上、同社における被保険者期間が1年4か月と比較的長期であることを踏まえると、申立人が当該被保険者期間を失念して請求するとは考え難い。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同時期に受給要件を満たし資格を喪失した女性従業員22人(申立人を含む。)について脱退手当金の支給記録を調査したところ、支給記録が確認できるのは2

人だけである上、申立期間における最終事業所である同社での被保険者期間が、脱退手当金の受給要件である24か月に満たない18か月であることを踏まえると、事業主による代理請求がなされたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年9月30日から同年10月31日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年10月31日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月30日から49年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況について年金事務所に照会したところ、A社及びB社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を得た。申立期間当時、A社はB社に社名変更されたが、私はC建物に派遣され、同僚と二人でD業務に継続して従事し、申立期間前後の期間と勤務内容及び勤務形態は同じであったので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、自身と共にC建物に派遣され、一緒にD業務に従事していたとする同僚の氏名を思い出せず、現在の所在も分からないとしていることから、A社及びB社双方に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間前後に被保険者記録が有る30人を抽出し、所在の判明した6人に照会し、3人から回答を得られたところ、そのうちの1人が、「申立期間当時、私はC建物に派遣され、申立人と二人で、D業務（同質業務）に従事していた。当時、社名変更はあったが、二人共継続して勤務していた。」と陳述していることから、申立人の申立期間における継続勤務は推認できる。

また、当該同僚には、昭和48年10月31日までA社において厚生年金保険の被保険者記録があり、「申立期間当時、申立人も私も、その前後の期間と業務内容及び勤務形態は同じであり、同質業務であった私には記録が有るのに、

申立人には記録が無いのはおかしい。」旨の陳述をしているところ、同社の事業主は、「C建物で一緒に勤務していた二人については、同じ期間について厚生年金保険に加入させていたはずである。」旨の陳述をしている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年9月30日から同年10月31日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は「不明である。」としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和48年10月31日以後の期間について、上述の同質業務であったとする同僚は、申立人が資格を喪失した翌月末日（昭和48年10月31日）にA社において資格を喪失しており、さらに1か月後（昭和48年12月1日）には同社は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同年12月1日付けで最後の被保険者である事業主も資格を喪失していることが確認でき、事業主及び当該同僚の二人共、同社における資格喪失後は、申立人が資格を取得している49年7月1日（B社が適用事業所となった日）までの期間の被保険者記録は無い。

また、A社の事業主は、申立人及び同僚の双方に厚生年金保険の加入記録が無い期間においては、保険料は控除していなかったはずであるとしており、同質業務であったとする同僚は、昭和48年10月31日以後の期間における自身及び申立人の厚生年金保険料控除に係る詳細な記憶はないとしている上、上述の同僚照会で回答を得た他の二人からも、申立人の当該期間における保険料控除をうかがわせる陳述は得られない。

さらに、同質業務であったとする同僚は、「申立期間当時は、A社は経営が厳しかったようで、事業主のほか、従業員はC建物に派遣されていた申立人と私の二人だけであったと思う。」と陳述しているところ、A社に係る前述の被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなる約3か月前の昭和48年8月31日に7人が資格を喪失した結果、同日以後も被保険者記録

があるのは、事業主、申立人及び当該同僚の3人だけとなっている上、同社は適用事業所でなくなった当時、従業員数は5人未満であったと考えられ、同年12月1日以後は、厚生年金保険の適用事業所要件を満たしていなかったものと推認される。

加えて、申立期間のうち、A社が適用事業所でなくなった昭和48年12月1日からB社の新規適用日である49年7月1日までの期間については、資料が無いことから事業主が特定できず、事情照会も行えないこと、また、同事業所の事業主は所在不明であることから、申立人の当該期間における厚生年金保険料控除については確認できない。

このほか、申立人の当該期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月 26 日から 35 年 10 月 21 日まで

社会保険事務所(当時)に年金受給の裁定請求を行ったところ、A社に勤務した期間の脱退手当金が支給済みとなっている旨の回答を受けた。

昨年、日本年金機構から脱退手当金の受給を確認するはがきが届いたので、脱退手当金を受給したか否か考えてみると、脱退手当金の制度があることを知らなかったし、脱退手当金を受給した記憶がないので納得できない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、A社において厚生年金保険被保険者資格を喪失した日から約4年6か月後の昭和40年4月27日に支給決定されたこととなっていることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、昭和35年11月*日に婚姻し、氏名を変更しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名変更の処理はされておらず、旧姓のままとなっていることから、申立人が旧姓のまま脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間がその計算の基礎とするものであるが、申立人の申立期間前に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっており、申立人が当該被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（平成12年11月30日）及び資格取得日（平成12年12月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成12年11月30日から同年12月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間も同社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の平成12年11月分の給料支払明細書並びにA社提出のタイムカード（出勤簿）及び賃金台帳から、申立人は、申立期間も同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の給料支払明細書及び賃金台帳において確認できる保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の得喪手続に事務過誤があったとしている上、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主は、社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成12年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年7月から同年10月までは13万4,000円、同年11月から49年5月までは11万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月21日から49年6月1日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を受けた。

前の会社を退職後すぐの昭和48年7月にA社に入社し、入社当時はC業務をしていたが、入社後すぐの給与から厚生年金保険料が控除されていたことは間違いない。

当時の同僚は、厚生年金保険に未加入となっている期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていたとして記録の訂正が認められているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間もA社で勤務していたことが認められる。

また、B健康保険組合は、「申立人は、申立期間にA社において健康保険に加入していた。」と回答している。

さらに、申立人は、「申立期間当時、A社では、全ての従業員の給与から健康保険料及び雇用保険料と併せて厚生年金保険料も控除されていた。」としているところ、申立期間と重なる期間の加入記録の無い元従業員一人が所持する給与明細書を見ると、当該期間についても健康保険料及び雇用保険料だけ

でなく、厚生年金保険料も控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間もA社で勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年6月の社会保険事務所（当時）の記録及び元従業員の給与明細書から、48年7月から同年10月までは13万4,000円、同年11月から49年5月までは11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは回答が無いため不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和50年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年7月31日から同年8月1日まで
年金事務所の記録では、私がA社に勤務していた期間の一部が厚生年金保険の未加入期間となっているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の人事記録及び同社C本社が加入するD健康保険組合の回答等から判断すると、申立人は、申立期間を含めて同社に継続して勤務し（昭和50年8月1日にA社B営業所から同社C本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和50年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、事業主が資格喪失日を昭和50年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

総務大臣から平成21年12月8日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、申立期間のうち、昭和48年6月7日から同年7月1日までの期間について、当該あっせん後に新たな事実が判明したことから、当該あっせんによらず、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を同年6月7日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年5月30日から同年6月1日まで
② 昭和48年6月7日から同年7月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。C社に入社以来、関連会社への異動はあったものの、退職まで一貫して期間を空けずに勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者資格に係る記録については、申立人の雇用保険の加入記録及び給与明細書等から判断し、申立人が申立期間もC社に継続して勤務し（昭和36年6月1日にC社からD社に異動、48年7月1日にC社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと、及び事業主が申立期間に係る保険料の納付義務を履行したか否かは明らかでないことが認められるとして、既に当委員会において決定したあっせん案の報告に基づき、平成21年12月8日付けで総務大臣から年金記録に係る苦情のあっせんが行われている。

しかしながら、申立期間②について、当該あっせん後に、C社から提出された人事記録、同社及びB社の回答並びに申立人提出の昭和48年7月分の給与

明細書から、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和48年6月7日にC社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和48年7月分の給与明細書において確認できる保険料控除額から、13万4,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録では、A社は、昭和48年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所としての記録は無い。しかし、同社に係る商業登記簿から、同社の法人設立日は、同年6月*日であることが確認できる上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同社が適用事業所となった同年7月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる申立人を含む8人は、雇用保険の加入記録から、その全員が同年6月7日に同社での雇用保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間において同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、A社は、申立期間において社会保険事務所に適用事業所としての記録が無いことから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額に係る記録については、申立期間のうち、平成元年4月から同年6月までは24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 7 月 1 日から平成 5 年 12 月 31 日

年金事務所の記録では、A社での厚生年金保険被保険者期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額よりも低く記録されているので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間のうち、平成元年4月から同年6月までは24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主は、社会保険労務士に事務委託していたので、社会保険事務所（当時）の記録どおりの届出を行っていたと思う旨の回答をしていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金

保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和56年1月から57年10月までの期間、58年2月から同年11月までの期間、59年11月から60年2月までの期間、同年4月、62年1月、同年2月、同年4月から同年7月までの期間、63年2月、同年5月、同年9月、同年10月、平成元年1月、同年9月から同年11月までの期間、2年1月から同年5月までの期間、同年7月から3年1月までの期間、同年3月から同年9月までの期間、同年12月から4年4月までの期間、同年6月、同年11月、5年2月、同年5月、同年6月、同年8月及び同年9月について、申立人提出の給料支払明細書において確認できる保険料控除額に基づく標準報酬月額、オンライン記録における標準報酬月額と比べて同額又は低額であることから、当該申立期間は、特例法による保険給付の対象には当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、昭和53年7月から55年12月までの期間、57年11月から58年1月までの期間、同年12月から59年10月までの期間、60年3月、同年5月から61年12月までの期間、62年3月、同年8月から63年1月までの期間、同年3月、同年4月、同年6月から同年8月までの期間、同年11月、同年12月、平成元年2月、同年3月、同年7月、同年8月、同年12月、2年6月、3年2月、同年10月、同年11月、4年5月、同年7月から同年10月までの期間、同年12月、5年1月、同年3月、同年4月、同年7月、同年10月及び同年11月について、申立人は、報酬月額及び保険料控除額を確認できる給料支払明細書を所持していない上、前後の期間の給料支払明細書において確認できる保険料控除額から推認しても、当該申立期間において、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額を上回る保険料額が控除されていたことはうかがえない。

さらに、申立人提出の昭和59年分及び63年分の給与所得の源泉徴収票並びに平成3年度及び5年度の市民税・県民税特別徴収税額の通知書の保険料控除額を検証したところ、当該申立期間のうち、昭和59年1月から同年10月までの期間、63年1月、同年3月、同年4月、同年6月から同年8月までの期間、同年11月、同年12月、平成2年6月、4年5月、同年7月から同年10月までの期間及び同年12月について、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額と同額の保険料が控除されていたことがうかがえる。

このほか、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、当該申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月1日から41年2月11日まで
昭和54年頃、社会保険事務所（当時）に年金受給のことを相談に行った際、A社での厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金が支給済みとなっていることを知った。
しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人は、申立期間に係る脱退手当金の支給決定日（昭和41年4月21日）において、既に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付済みであることが確認できる上、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録から、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金制度創設時の昭和36年4月に払い出されており、同年4月から60歳に到達するまでの期間のうち、申立期間を含む5回の厚生年金保険被保険者期間及び同被保険者資格喪失直後の47年6月を除く期間の国民年金保険料を全て納付済みであることが確認でき、当該脱退手当金が支給されたとする41年4月21日は通算年金制度創設後であることを踏まえると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されたページを含む前後4ページに記載されている女性のうち、脱退手当金の受給要件を満たして資格を喪失した19人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人以外の受給者は、60歳到達日以降に支給決定されている1人だけであることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え

難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前にある被保険者期間は、その計算の基礎とされておらず、未請求となっており、申立人が2回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を《申立期間》（別添①一覧表参照）は《標準賞与額》（別添①一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添①一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 別添①一覧表参照

年金事務所において、申立期間の標準賞与額が記録されていないことが分かった。申立期間当時はA社に勤務しており、申立期間に支給された賞与から保険料が控除されていたので、標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の賞与支給控除一覧表から、申立人が、申立期間にその主張する標準賞与額（《申立期間》（別添①一覧表参照）は《標準賞与額》（別添①一覧表参照））に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る《申立期間》（別添①一覧表参照）の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別添①

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
11217	女		昭和52年生		平成17年3月15日	3万円
11218	女		昭和50年生		平成18年3月15日	5万円
11219	女		昭和37年生		平成18年3月15日	5万円
11220	男		昭和54年生		平成18年3月15日	3万円
11221	男		昭和41年生		平成19年3月14日	5万円
11222	女		昭和51年生		平成19年3月14日	5万円
11223	男		昭和53年生		平成19年3月14日	10万円
11224	女		昭和52年生		平成19年3月14日	5万円
11225	女		昭和23年生		平成19年3月14日	5万円
11226	女		昭和38年生		平成19年3月14日	5万円
11227	女		昭和36年生		平成19年3月14日	5万円
11228	女		昭和43年生		平成19年3月14日	5万円
11229	男		昭和56年生		平成19年3月14日	5万円
11230	男		昭和55年生		平成19年3月14日	5万円
11231	女		昭和52年生		平成19年3月14日	5万円
11232	女		昭和31年生		平成19年3月14日	5万円
11233	女		昭和56年生		平成19年3月14日	5万円
11234	女		昭和45年生		平成17年3月15日	2万円
11235	女		昭和40年生		平成19年3月14日	5万円
11236	女		昭和53年生		平成18年3月15日 平成19年3月14日	5万円 5万円
11237	男		昭和19年生		平成18年3月15日 平成19年3月14日	10万円 10万円
11238	女		昭和37年生		平成18年3月15日 平成19年3月14日	5万円 5万円
11239	女		昭和42年生		平成18年3月15日 平成19年3月14日	5万円 5万円
11240	女		昭和57年生		平成18年3月15日 平成19年3月14日	5万円 5万円
11241	男		昭和40年生		平成18年3月15日 平成19年3月14日	5万円 5万円
11242	男		昭和53年生		平成18年3月15日 平成19年3月14日	5万円 5万円
11243	男		昭和58年生		平成18年3月15日 平成19年3月14日	5万円 5万円
11244	女		昭和54年生		平成18年3月15日 平成19年3月14日	5万円 5万円

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
11245	女		昭和36年生		平成18年3月15日 平成19年3月14日	3万円 5万円
11246	男		昭和50年生		平成17年3月15日 平成19年3月14日	1万円 3万円
11247	女		昭和51年生		平成18年3月15日 平成19年3月14日	3万円 5万円
11248	女		昭和50年生		平成18年3月15日 平成19年3月14日	3万円 5万円
11249	女		昭和48年生		平成17年3月15日 平成18年3月15日 平成19年3月14日	2万円 5万円 5万円
11250	男		昭和50年生		平成17年3月15日 平成18年3月15日 平成19年3月14日	2万円 5万円 5万円
11251	女		昭和47年生		平成17年3月15日 平成18年3月15日 平成19年3月14日	2万円 5万円 5万円
11252	女		昭和46年生		平成17年3月15日 平成18年3月15日 平成19年3月14日	2万円 5万円 5万円
11253	男		昭和36年生		平成17年3月15日 平成18年3月15日 平成19年3月14日	1万円 5万円 5万円
11254	女		昭和44年生		平成17年3月15日 平成18年3月15日 平成19年3月14日	3万円 5万円 5万円
11255	女		昭和39年生		平成17年3月15日 平成18年3月15日 平成19年3月14日	2万円 3万円 3万円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、《申立期間》(別添②一覧表参照)は《標準賞与額》(別添②一覧表参照)に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添②一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 別添②一覧表参照

年金事務所において、申立期間の標準賞与額が記録されていないことが分かった。申立期間当時はA社に勤務しており、申立期間に支給された賞与から保険料が控除されていたので、標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の賞与支給控除一覧表から、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与支給控除一覧表で確認できる保険料控除額から、《申立期間》(別添②一覧表参照)は《標準賞与額》(別添②一覧表参照)とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る《申立期間》(別添②一覧表参照)の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別添②

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
11256	男		昭和41年生		平成17年3月15日	29万3,000円
11257	女		昭和49年生		平成17年3月15日	4万9,000円
11258	女		昭和42年生		平成17年3月15日	4万9,000円
11259	女		昭和10年生		平成17年3月15日	4万9,000円
11260	女		昭和29年生		平成17年3月15日	4万9,000円
11261	女		昭和46年生		平成17年3月15日 平成19年3月14日	4万9,000円 5万円
11262	女		昭和11年生		平成17年3月15日 平成18年3月15日	4万9,000円 5万円
11263	女		昭和58年生		平成17年3月15日 平成18年3月15日	4万9,000円 5万円
11264	女		昭和51年生		平成17年3月15日 平成18年3月15日	4万9,000円 5万円
11265	男		昭和30年生		平成17年3月15日 平成18年3月15日 平成19年3月14日	29万3,000円 30万円 30万円
11266	男		昭和30年生		平成17年3月15日 平成18年3月15日 平成19年3月14日	19万5,000円 20万円 20万円
11267	男		昭和40年生		平成17年3月15日 平成18年3月15日 平成19年3月14日	19万5,000円 20万円 20万円
11268	男		昭和22年生		平成17年3月15日 平成18年3月15日 平成19年3月14日	29万3,000円 30万円 30万円
11269	女		昭和42年生		平成17年3月15日 平成18年3月15日 平成19年3月14日	4万9,000円 5万円 5万円
11270	女		昭和42年生		平成17年3月15日 平成18年3月15日 平成19年3月14日	4万9,000円 5万円 5万円
11271	女		昭和43年生		平成17年3月15日 平成18年3月15日 平成19年3月14日	4万9,000円 5万円 5万円
11272	女		昭和44年生		平成17年3月15日 平成18年3月15日 平成19年3月14日	4万9,000円 5万円 5万円
11273	女		昭和49年生		平成17年3月15日 平成18年3月15日 平成19年3月14日	4万9,000円 5万円 5万円
11274	女		昭和41年生		平成17年3月15日 平成18年3月15日 平成19年3月14日	4万9,000円 5万円 5万円
11275	女		昭和50年生		平成17年3月15日 平成18年3月15日 平成19年3月14日	4万9,000円 5万円 5万円

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
11276	女		昭和50年生		平成17年3月15日 平成18年3月15日 平成19年3月14日	4万9,000円 5万円 5万円
11277	女		昭和19年生		平成17年3月15日 平成18年3月15日 平成19年3月14日	4万9,000円 5万円 5万円
11278	女		昭和52年生		平成17年3月15日 平成18年3月15日 平成19年3月14日	4万9,000円 5万円 5万円
11279	女		昭和52年生		平成17年3月15日 平成18年3月15日 平成19年3月14日	4万9,000円 5万円 5万円
11280	女		昭和41年生		平成17年3月15日 平成18年3月15日 平成19年3月14日	4万9,000円 5万円 5万円
11281	女		昭和54年生		平成17年3月15日 平成18年3月15日 平成19年3月14日	4万9,000円 5万円 5万円
11282	女		昭和39年生		平成17年3月15日 平成18年3月15日 平成19年3月14日	4万9,000円 5万円 5万円
11283	女		昭和32年生		平成17年3月15日 平成18年3月15日 平成19年3月14日	4万9,000円 5万円 5万円
11284	女		昭和48年生		平成17年3月15日 平成18年3月15日 平成19年3月14日	4万9,000円 5万円 5万円
11285	女		昭和53年生		平成17年3月15日 平成18年3月15日 平成19年3月14日	4万9,000円 5万円 5万円
11286	女		昭和46年生		平成17年3月15日 平成18年3月15日 平成19年3月14日	4万9,000円 5万円 5万円
11287	女		昭和25年生		平成17年3月15日 平成18年3月15日 平成19年3月14日	4万9,000円 5万円 5万円
11288	女		昭和56年生		平成17年3月15日 平成18年3月15日 平成19年3月14日	4万9,000円 5万円 5万円
11289	女		昭和33年生		平成17年3月15日 平成18年3月15日 平成19年3月14日	4万9,000円 5万円 5万円
11290	女		昭和43年生		平成17年3月15日 平成18年3月15日 平成19年3月14日	4万9,000円 5万円 5万円

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
11291	女		昭和58年生		平成17年3月15日 平成18年3月15日 平成19年3月14日	4万9,000円 5万円 5万円
11292	女		昭和18年生		平成17年3月15日 平成18年3月15日 平成19年3月14日	4万9,000円 5万円 5万円
11293	女		昭和28年生		平成17年3月15日 平成18年3月15日 平成19年3月14日	4万9,000円 5万円 5万円
11294	男		昭和25年生		平成17年3月15日 平成18年3月15日 平成19年3月14日	4万9,000円 5万円 5万円
11295	女		昭和23年生		平成17年3月15日 平成18年3月15日 平成19年3月14日	4万9,000円 5万円 5万円
11296	女		昭和41年生		平成17年3月15日 平成18年3月15日 平成19年3月14日	4万9,000円 5万円 5万円
11297	男		昭和50年生		平成17年3月15日 平成18年3月15日 平成19年3月14日	4万9,000円 5万円 5万円
11298	女		昭和36年生		平成17年3月15日 平成18年3月15日 平成19年3月14日	4万9,000円 5万円 5万円
11299	男		昭和35年生		平成17年3月15日 平成18年3月15日 平成19年3月14日	4万9,000円 5万円 5万円
11300	女		昭和37年生		平成17年3月15日 平成18年3月15日 平成19年3月14日	4万9,000円 5万円 5万円
11301	女		昭和37年生		平成17年3月15日 平成18年3月15日 平成19年3月14日	4万9,000円 5万円 5万円
11302	男		昭和36年生		平成17年3月15日 平成18年3月15日 平成19年3月14日	4万9,000円 5万円 5万円
11303	男		昭和32年生		平成17年3月15日 平成18年3月15日 平成19年3月14日	4万9,000円 5万円 5万円
11304	男		昭和46年生		平成17年3月15日 平成18年3月15日 平成19年3月14日	4万9,000円 5万円 5万円
11305	男		昭和50年生		平成17年3月15日 平成18年3月15日 平成19年3月14日	4万9,000円 5万円 5万円

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
11306	男		昭和45年生		平成17年3月15日 平成18年3月15日 平成19年3月14日	4万9,000円 5万円 5万円
11307	女		昭和49年生		平成17年3月15日 平成18年3月15日 平成19年3月14日	4万9,000円 5万円 5万円
11308	女		昭和45年生		平成17年3月15日 平成18年3月15日 平成19年3月14日	4万9,000円 5万円 5万円
11309	女		昭和27年生		平成17年3月15日 平成18年3月15日 平成19年3月14日	4万9,000円 5万円 5万円
11310	女		昭和15年生		平成17年3月15日 平成18年3月15日 平成19年3月14日	4万9,000円 5万円 5万円
11311	女		昭和16年生		平成17年3月15日 平成18年3月15日 平成19年3月14日	4万9,000円 5万円 5万円
11312	女		昭和26年生		平成17年3月15日 平成18年3月15日 平成19年3月14日	4万9,000円 5万円 5万円
11313	男		昭和23年生		平成17年3月15日 平成18年3月15日 平成19年3月14日	4万9,000円 5万円 5万円
11314	女		昭和21年生		平成17年3月15日 平成18年3月15日 平成19年3月14日	4万9,000円 5万円 5万円
11315	女		昭和24年生		平成17年3月15日 平成18年3月15日 平成19年3月14日	4万9,000円 5万円 5万円
11316	女		昭和30年生		平成17年3月15日 平成18年3月15日 平成19年3月14日	4万9,000円 5万円 5万円
11317	女		昭和36年生		平成17年3月15日 平成18年3月15日 平成19年3月14日	4万9,000円 5万円 5万円
11318	女		昭和27年生		平成17年3月15日 平成18年3月15日 平成19年3月14日	4万9,000円 5万円 5万円
11319	女		昭和28年生		平成17年3月15日 平成18年3月15日 平成19年3月14日	4万9,000円 5万円 5万円
11320	女		昭和37年生		平成17年3月15日 平成18年3月15日 平成19年3月14日	4万9,000円 5万円 5万円
11321	女		昭和29年生		平成17年3月15日 平成18年3月15日 平成19年3月14日	4万9,000円 5万円 5万円

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
11322	女		昭和43年生		平成17年3月15日 平成18年3月15日 平成19年3月14日	4万9,000円 5万円 5万円
11323	女		昭和46年生		平成17年3月15日 平成18年3月15日 平成19年3月14日	4万9,000円 5万円 5万円
11324	女		昭和22年生		平成17年3月15日 平成18年3月15日 平成19年3月14日	4万9,000円 5万円 5万円
11325	女		昭和25年生		平成17年3月15日 平成18年3月15日 平成19年3月14日	4万9,000円 5万円 5万円
11326	女		昭和41年生		平成17年3月15日 平成18年3月15日 平成19年3月14日	4万9,000円 5万円 5万円
11327	女		昭和42年生		平成17年3月15日 平成18年3月15日 平成19年3月14日	4万9,000円 5万円 5万円
11328	女		昭和49年生		平成17年3月15日 平成18年3月15日 平成19年3月14日	4万9,000円 2万円 3万円
11329	女		昭和49年生		平成17年3月15日 平成18年3月15日 平成19年3月14日	4万9,000円 3万円 5万円

大阪国民年金 事案 5741 (事案 3605 及び 4548 の再々申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月までの期間、48 年 10 月から 49 年 3 月までの期間、50 年 10 月から 51 年 3 月までの期間及び同年 10 月から 52 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月まで
② 昭和 48 年 10 月から 49 年 3 月まで
③ 昭和 50 年 10 月から 51 年 3 月まで
④ 昭和 51 年 10 月から 52 年 3 月まで

私は、A 市で夫婦一緒に国民年金に加入し、加入後は国民年金保険料を納付していなかったが、昭和 38 年頃から自営業を始め、経済的に余裕ができたので、私が自宅に来る集金人に夫婦二人分の保険料を納付していたのに、申立期間①が免除とされており、また、44 年頃に B 市に転居後も、私が夫婦の保険料を集金人に一緒に納付していたにもかかわらず、申立期間②から④までが未納とされていることは納付できないとして、2 回も年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが納付を認められなかった。

しかし、私は、A 市で昭和 36 年 4 月から免除期間とされている期間も、義父等は度々小旅行に行き、私も習い事をしていたので、実は、申立期間①以前から生活が苦しくはなく、47 年頃からは、夫の商売も軌道に乗り、生活状況も向上していたことから、証拠は何もないが、間違いなく申立期間①から④までの国民年金保険料を納付しているので、もう一度審議の上、納付済期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについて、申立人は、経済的に余裕ができた昭和 38 年頃から、自宅に来る集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと申し立てていたところ、申立期間①を含む 36 年 4 月から 39 年 3 月までの期間

の保険料について夫婦共に申請免除期間であることが、申立人の所持する夫婦の国民年金手帳及び夫婦の特殊台帳等により確認できるとともに、申立期間②から④までに係る申立てについては、申立人が保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫も同様に保険料の未納期間であり、ほかに申立人が申立期間①から④までの保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらないなどとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 12 月 4 日付け及び22年 7 月 30 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てに際し、申立期間①については、実はそれ以前から生活が苦しくはなかったと当時の生活状況に関する当初の主張を一部変更し、申立期間②から④までについては、昭和 47 年頃から申立人の夫の商売も軌道に乗っていたので、間違いなく国民年金保険料を納付していたとの従前の主張を繰り返すのみであり、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年1月から14年6月までの期間、15年10月から16年9月までの期間及び18年5月から19年12月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年1月から14年6月まで
② 平成15年10月から16年9月まで
③ 平成18年5月から19年12月まで

私が平成12年1月まで勤務していたA社では、雇用保険のみで社会保険には加入していなかったため、それまでの期間は問題にしないが、同社を退職後の申立期間①については、失業給付を受給中であり、申立期間②及び③についても失業中の期間であったため、申立期間①から③までが免除されていないかよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人に免除申請時の事情を改めて聴取したところ、「当時は失業中であり、国民年金保険料を納付する自信がなかったため、市役所へ免除の相談に行ったが、窓口の担当者は、私が何か質問した時も、免除申請書に記載している間も、パソコン画面を見ながら『無理、無理、審査には通らない。』と言うだけであり、その言い方及び態度に気分を悪くしたことを覚えている。」とし、その後は、免除に関する通知を受け取った記憶はないと陳述している。この場合、申立人が陳述する市役所窓口等における状況、及び当時は失業のみを理由として国民年金保険料を免除承認する制度が存在していなかったことなどを踏まえると、申立期間①の保険料について免除が承認されていたとは考え難い。

申立期間②及び③について、申立人のオンライン記録によると、申立人がB社に就職した申立期間①直後の平成14年7月1日に国民年金被保険者の資格を喪失し、C社を退職した翌日の20年12月16日に同資格を再取得している

ことが確認できることから、申立期間②及び③は、記録の上では国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を免除申請することができない期間であるものと考えられる。

また、申立人は、この当時の状況について、「先の免除申請時における窓口対応のまずさから、いずれの期間も、市役所に出向く前にあらかじめ免除手続に必要な書類を確認しようと電話したところ、『支払が厳しいようでしたら、放っておいてください。』としか回答がなく、申請する必要はないと言わんばかりの対応であった。また、退職する際に会社から『国民年金は強制ではなく、加入する必要はない。』と言われたことを思い出し、半信半疑ながら市役所担当者の言葉を信用し、そのまま加入手続も何もしないでおいた。」と陳述しており、申立期間②及び③において、国民年金の加入手続を行わなかったことを認めている。

さらに、当時の市役所の対応が、申立人の陳述内容のとおりであるとすれば、申立人の心情については理解できるものの、申立人は、「市役所のこのような対応では、当時、私に国民年金の加入義務があることを知る由もなく、私が失業中であるにもかかわらず、免除の相談に聞く耳をもたず、申立期間について免除の機会が与えられなかった。」として、申立人が申立期間は免除期間ではないと認識していることがうかがえるほか、国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料も無い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月及び同年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月及び同年4月

私は、会社を退職した後の平成2年3月又は同年4月頃、勤務していた職場を私より少し先に退職していた妻と二人でA市役所に行き、二人の国民年金への加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、加入手続の時にもらったか、後日送付されたかは覚えていないが、納付書で妻がB銀行C支店又はD郵便局で夫婦二人分を納付した。ところが妻の記録だけが納付済みになっており、納得できない。

その後、平成10年に再び加入手続に行った時に市役所で納付記録を確認したところ、未納期間は無いとの回答であったことをはっきり覚えているので、調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人に係る平成2年5月7日の国民年金被保険者資格の喪失及び10年4月11日の被保険者資格の取得記録がいずれも同年5月25日の同日に追加入力されていることが確認できることから、申立人に係る国民年金の加入手続が行われた時点はこの頃であると推認され、申立内容と一致しない上、この時点において、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することはできない期間となる。

また、基礎年金番号導入前に当たる申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立期間当時に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人の保険料を納付することが可能な手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。こ

のことは、申立人が所持する年金手帳に手帳記号番号が記載されていない状況と符合する。

さらに、申立人は、平成2年3月又は同年4月頃、その妻と同時に国民年金の加入手続を行ったとしているが、オンライン記録によると、申立人の妻の第3号被保険者に係る事務処理日及び国民年金手帳記号番号の前後の番号が払い出されている第3号被保険者に係る事務処理日が、いずれも同年11月15日である上、A市の国民年金保険料収滞納一覧表によると、申立人の妻に係る同年4月の保険料が同年11月28日に納付された旨記録されていることから、申立人の妻に係る加入手続が行われた時点は同年11月頃であると推認され、申立内容と一致しない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

そのほか、申立人は、口頭意見陳述において、「私の年金手帳の履歴を見ると、『平成2年3月1日』と『平成2年5月7日』と記載された筆跡が明らかに異なっている。仮に平成10年に加入履歴を後追いで記入した場合、同じ人間が記入するため筆跡が異なることはあり得ない。少なくとも同年以前に手続を行っている。妻の年金手帳についても同様である。」と陳述しているが、明らかに筆跡が異なっているとは確認できない上、上記のとおり、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情が見当たらないこと等を踏まえると、申立期間に係る国民年金保険料の納付が行われたことをうかがわせる事情とは認められない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年8月から同年12月までの期間、14年2月、15年1月、同年4月から同年12月までの期間及び16年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成13年8月から同年12月まで
② 平成14年2月
③ 平成15年1月
④ 平成15年4月から同年12月まで
⑤ 平成16年2月

私は、平成13年8月にA社を退職後、母親から国民年金の加入を勧められたので、同年10月から同年12月頃までにB市役所で自身の国民年金の加入手続を行った。加入手続後、国民年金保険料は、ほぼ毎月納付した。一時期、半額納付制度を利用した時期があったが、後に半額納付は年金受給額が減ると聞いたので追納を行った。最終未納保険料を納付した後に、社会保険庁(当時)に電話で確認したところ、「未納保険料は一切ありません。」と回答を得たので、安心していた。

ところが、私の納付記録を見ると、5か所が歯抜けのように未納とされていることが分かった。平成14年度は収入が不安定であったが、記録では納付済みになっている一方、お金の余裕があった15年度の国民年金保険料は未納となっている。余裕があった時期を未納にしたとは考え難く、調査の上、納付済みに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成13年10月から同年12月頃までに国民年金の加入手続を行ったとしているが、B市の国民年金被保険者関係届によると、申立人の母親が16年2月24日に申立人の初めての国民年金被保険者資格取得届を行ったことが確認できることから、申立人の加入手続はこの時になされたものと推認でき、

申立人の主張と一致しない上、加入手続時点において、申立期間①の国民年金保険料は時効の成立により既に納付することはできない。

申立期間②について、オンライン記録によると、申立期間②直前の平成 14 年 1 月の国民年金保険料は 16 年 2 月に、申立期間②直後の 14 年 3 月から同年 7 月までの保険料は 16 年 4 月から同年 8 月にかけて毎月時効直前に納付されていること、及びこの申立人の納付行動からすると、申立期間②の保険料が過年度納付される時期である同年 3 月に同年 1 月の保険料が現年度納付されており、平成 15 年度の現年度納付はその 1 か月分のみであることが確認できることから、申立期間②のみ、現年度納付及び過年度納付の合わせた 2 か月分が納付されたとは考え難い上、申立期間②直後の過年度納付された平成 16 年 4 月時点において、申立期間②の保険料は時効の成立により既に納付できない期間になっている。

申立期間③について、オンライン記録によると、申立期間③の国民年金保険料は平成 17 年 3 月に過年度納付されていることが確認できるが、この納付時点において、申立期間③の保険料は時効の成立により既に納付できないために、申立期間③の直後の期間である 15 年 2 月の保険料として充当されていることが確認できる。

申立期間④について、オンライン記録によると、申立人は、平成 17 年 4 月に、15 年 2 月の国民年金保険料を過年度納付しているが、上記申立期間③の保険料として充当された納付と重複になることから、17 年 4 月に納付した過年度保険料は、15 年 3 月の保険料として充当されていることが確認できる。この場合、申立人が、上記過年度納付に引き続いて、申立期間④の保険料を過年度納付していれば、上記充当記録に引き続いた充当記録が作成されることになるが、申立人については、17 年 5 月以降に保険料が充当された記録は見当たらない。

また、申立人の加入手続が行われたと推認できる平成 16 年 2 月時点において、申立期間④の国民年金保険料は、同年 4 月末日までに現年度納付することは可能な期間であるが、14 年 1 月から同年 8 月までの保険料が申立期間②を除き、16 年 2 月から毎月過年度納付されている上、申立人の保険料納付に関する記憶は曖昧であることなどから、申立期間④の保険料が現年度納付された事情をうかがえない。

申立期間⑤について、オンライン記録によると、申立期間⑤直後の平成 16 年 3 月から同年 6 月までに係る保険料は、同年 4 月 15 日に全額免除申請がなされていることが確認でき、この申請日において、申立期間⑤は免除承認期間には該当しない上、申立人は、上記免除期間について、19 年 3 月に追納にて納付しているが、この追納時点において申立期間⑤の保険料は時効により既に納付できない。

申立期間は 5 か所に及ぶほか、申立期間のいずれも基礎年金番号制度が導入

された平成9年1月以降の期間であり、国民年金保険料の収納事務が電算処理により行われていたことから、申立期間当時における記録の過誤は考え難い上、申立人が申立期間に係る保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付又は免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月から61年3月まで

私は、昭和49年8月に再び国民年金に加入して以降、第3号被保険者になる61年3月まで、国民年金に継続して加入していた。

また、国民年金保険料については、夫のボーナスが支給された8月と12月頃に、半年分の保険料をまとめて市の出張所で納付した。申立期間当時の半年間の保険料は、おおよそ2万円ないし3万円程度だったと覚えている。

最近になり、年金記録を確認すると、申立期間は未加入期間とされており、婚姻後何度か全額免除申請したことがあり、申立期間は、申請免除期間又は保険料納付済期間ではないかと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の資格の喪失に係る届出を行った記憶はないと主張しているが、A市の国民年金被保険者名簿によると、昭和58年4月30日に、申立人の国民年金被保険者資格の種別を強制加入被保険者から任意加入被保険者に変更されるとともに、57年10月1日に遡って被保険者資格が喪失された事跡が確認できる上、申立人が所持する年金手帳にも、申立期間始期に該当する資格喪失日が明確に記載されていることから、当該資格喪失に係る届出は、申立人の意思によりなされたものと考えるのが自然である。

また、申立人の国民年金被保険者資格の喪失手続が行われた昭和58年4月以降、A市は申立人を被保険者として取り扱っていないことから国民年金保険料の徴収を行うことはなく、制度上、未加入期間となる当該期間の保険料の免除申請もできない上、57年10月から58年3月までの間についても未納であったことから、遡って資格が取り消されたものと考えられる。

さらに、申立人は、国民年金保険料の納付については、申立人の夫のボーナ

ス時期の8月と12月頃にまとめ払いにて納付したとしているが、上記の国民年金保険料の収滞納記録によると、申立人が、昭和53年9月にA市に転入して以降の同年10月から55年6月までの保険料は、定期的に3か月ごと納付されており、申立人の主張と一致しない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から40年3月まで

昭和36年秋に現在の住所に転居して間もない頃、亡き夫が私の分と一緒に国民年金の加入手続きを行い、その後は、私が夫婦二人分の国民年金保険料をいつも3か月ごと男性の集金人に納付した。長期間の保険料を一括納付したり、遡って納付したりすることはなかった。また、加入初期の頃はまだ納付書は無く、保険料を納付したとき、黄土色の年金手帳に領収印を押してもらっていたことを覚えている。

近年になって、私も夫も昔の厚生年金保険の加入記録が抜け落ちていたのを記録が回復され、その分の年金を一括受給したことがあったことから、国民年金についても記録漏れがあるのではないかと思われる。夫の申立期間の国民年金保険料を納付したことは確かだと思うので、調査の上、納付記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年秋に現在の住所に転居して間もない頃、申立人自身が夫婦二人について国民年金への加入手続きを行い、以降の申立期間について、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していたとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号(以下「番号A」という。)は、43年4月に申立人の妻と連番で払い出されていることが確認できることから、この頃に申立人夫婦の加入手続きが行われたものと推認され、この時点では、申立期間は時効により、番号Aでは保険料を納付できない期間となる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人夫婦が現在の住所に転居したとする時期以前の昭和 35 年 12 月においても、上記番号 A とは別の申立人の国民年金手帳記号番号（以下「番号 B」という。）が申立人の妻と連番で払い出されているが、当該払出簿において「不在消除」と押印されていることが確認できることから、番号 B を払い出した後、住所地に被保険者が不在で、国民年金保険料が納付されない状態が継続した場合の手続が行われたものと推認できる上、オンライン記録においても番号 B に係る納付記録は確認できない。

さらに、C 市によると、同市において集金人による国民年金保険料の収納が行われたのは昭和 37 年 4 月以降であるとしていることから、36 年 10 月から保険料を集金人に納付していたとする申立人の主張は、同市における保険料の収納方法と一致しない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から40年3月まで

昭和36年秋に現在の住所に転居して間もない頃、亡き夫が私の分と一緒に国民年金の加入手続を行い、その後は、私が夫婦二人分の国民年金保険料をいつも3か月ごと男性の集金人に納付した。長期間の保険料を一括納付したり、遡って納付したりすることはなかった。また、加入初期の頃はまだ納付書はなく、保険料を納付したとき、黄土色の年金手帳に領収印を押してもらっていたことを覚えている。

近年になって、私も夫も昔の厚生年金保険の加入記録が抜け落ちていたのを記録が回復され、その分の年金を一括受給したことがあったことから、国民年金についても記録漏れがあるのではないかと思われる。申立期間の国民年金保険料を納付したことは確かだと思うので、調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年秋に現在の住所に転居して間もない頃、その夫が夫婦二人について国民年金への加入手続を行い、以降の申立期間について、申立人自身が夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していたとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号(以下「番号A」という。)は、43年4月に申立人の夫と連番で払い出されていることが確認できることから、この頃に申立人夫婦の加入手続が行われたものと推認され、この時点では、申立期間は時効により、番号Aでは保険料を納付できない期間となる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人夫婦が現在の住所に転居したとする時期以前の昭和35年12月においても、上記番号Aとは別の申

立人の国民年金手帳記号番号（以下「番号B」という。）が申立人の夫と連番で払い出されているが、当該払出簿において「不在消除」と押印されていることが確認できることから、番号Bを払い出した後、住所地に被保険者が不在で国民年金保険料が納付されない状態が継続した場合の手続が行われたものと推認できる上、オンライン記録においても番号Bに係る納付記録は確認できない。

さらに、C市によると、同市において集金人による国民年金保険料の収納が行われたのは昭和37年4月以降であるとしていることから、36年10月から保険料を集金人に納付していたとする申立人の主張は、同市における保険料の収納方法と一致しない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年10月から8年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月から8年2月まで

私は資格取得の要件を満たした日から国民年金保険料の納付義務があることを知っており、その頃に加入手続を求める通知が来たことも覚えている。

加入手続及び国民年金保険料の納付等については、はっきりとは覚えていないが、平成6年10月頃に、母が加入手続を行い、保険料も納付してくれていたと思う。

送られてきたねんきん特別便を見ると、申立期間が未納とされているので良く調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号及び初めての国民年金保険料の納付日から、A市において、平成6年10月3日を国民年金被保険者資格の取得日として、7年12月頃から8年3月頃までに払い出されたものと推認でき、この手帳記号番号の払出時点において、申立期間のうち、6年10月から7年3月までの保険料は過年度納付することが可能であり、また、申立期間のうち、同年4月から8年2月までの保険料は、現年度納付することが可能である。

しかし、申立人の母親は、申立人の国民年金の加入手続を行ったことがあるとするのみで、その加入時期及び申立期間の国民年金保険料の納付方法等に係る具体的な陳述は無い。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当

たらない。

さらに、申立期間は17か月と短期間であるものの、当時は、既に国民年金保険料の収納事務の機械化等により記録管理の強化が図られており、行政側における事務的過誤が複数回も繰り返されたとは考え難い。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付について関与しておらず、加入手続及び申立期間の保険料の納付を行ったとする申立人の母親の記憶も曖昧であるため、申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月から59年3月まで

体調を崩したことにより、昭和49年2月に会社を退職し、治療のために1年ほど入院した。はっきりとは覚えていないが、退院した後、母と二人でA市役所に出向き、国民年金の加入手続を行ったように思う。

会社退職後は、しばらくは療養をしていたが、昭和51年から自営業を開始し、申立期間当時は母が会計を担当していたので、国民年金保険料も納付してくれていたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した1年後の昭和50年頃に、自身で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、申立人の母親が納付してくれていたはずであるとしているものの、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、申立ての9年後の59年4月10日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時点においては、少なくとも、申立期間のうち、49年2月から56年12月までの保険料は、制度上、納付することはできない。

また、A市保存の申立人に係る国民年金被保険者名簿を見ても、当該名簿の作成日は昭和59年4月10日と記録されており、国民年金手帳記号番号の払出日と一致する上、当該名簿の納付記録欄には、昭和56年度、57年度及び58年度の国民年金保険料について、未納とされている。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種氏名検索を行った

ほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

加えて、申立期間は10年2か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

このほか、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付について関与しておらず、保険料納付を行ったとする申立人の母親は既に他界していることから、申立期間の保険料納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年5月から平成4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年5月から平成4年3月まで

国民年金の加入については、はっきりとした時期については覚えていないが、自分自身でA市役所に出向き、手続を行ったはずである。

国民年金保険料については、申立期間より前の期間は未納があったかもしれないが、昭和60年5月に入籍した後は、夫の保険料と一緒に、金融機関で納付したはずである。

納付書の内容及び金額等は覚えていないが、国民年金保険料は納付期限内に毎月定期的いきちんと納付しており、後で遡って納付したことはないはずである。

夫についての入籍後の国民年金保険料は納付済みとなっており、自身の保険料のみが未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、全て1か月単位で金融機関で納付していたとしているものの、B市においては、申立期間のうち、昭和62年3月までは3か月単位での保険料納付が通例であり、当時の制度状況と符合しない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、結婚後、申立人の夫の分と一緒に納付したとするのみで、具体的な陳述は無く、また、オンライン記録を見ると、申立人に対して平成5年12月8日付けで過年度保険料に係る納付書が発行されており、少なくとも3年11月以降の未納保険料に対する納付催告が行われていたことが確認できるものの、過去の未納保険料について、遡って納付した記憶も曖昧である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手

帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間は6年11か月に及んでおり、これほど長期間にわたり国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難く、申立人から申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 18 日から 41 年 10 月 8 日まで

脱退手当金の確認はがきにおいて、A社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとなっているが、私は、同社を退職後、すぐにB市からC市の実家に帰っており、脱退手当金の請求手続をすることはできない。

脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は、A社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1か月後の昭和41年11月4日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人を含む健康保険整理番号1番から282番までの被保険者のうち、申立人と同一時期（おおむね前後2年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した女性従業員21人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め11人みられ、そのうち9人が資格喪失後6か月以内に支給決定されている上、前述の9人のうち2人は、「脱退手当金は会社が代理で請求してくれた。」と陳述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

また、前述の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できるほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さもうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 3 月 1 日から 42 年 1 月 21 日まで
② 昭和 42 年 2 月 26 日から 43 年 9 月 26 日まで

脱退手当金の確認はがきにおいて、A社及びB社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとなっている。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できるほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、昭和 43 年 9 月に B 社で厚生年金保険被保険者資格を喪失後、国民年金の強制加入被保険者となるべきところ、申立人の国民年金手帳記号番号は 46 年 8 月に払い出されており、同時期まで国民年金に未加入であったことを踏まえると、申立人の年金制度に対する意識の高さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保

険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月1日から50年1月16日まで
脱退手当金の確認はがきにおいて、A社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとされている。
しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかし、申立人に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、申立人名義の記名・押印が確認でき、また、記載されている住所は、脱退手当金の支給決定当時の申立人の住所地である。さらに、当該脱退手当金が、申立人の住所地に近い郵便局で隔地払（通知払）されていることも確認できる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できるほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年11月28日から27年6月26日まで
② 昭和27年9月1日から33年2月21日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社及びB社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は、B社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約5か月半後の昭和33年8月7日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページを含む前後計3ページに記載された女性従業員のうち、申立人と同一時期（おおむね前後2年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した15人について脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め10人見られ、そのうち8人が資格喪失後6か月以内に支給決定されている上、前述の8人のうち1人は、「B社は、従業員に代わって脱退手当金の請求手続を行っていた。」と陳述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

また、前述の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できるほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さもうかがえない。

さらに、当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、申立期間での被保険者資格を喪失後、通算年金制度が創設されるまでの間、厚生年金保険の被保険者資格を取得していない申立人が、脱退手当金を受給することに不自然さはないかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から6年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額より低く記録されていることが分かった。

それで、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を申し立てたが、社会保険事務所の処理に遡及訂正等不審な点は見当たらない、申立期間当時に控除されていた保険料額を確認できない等として、申立ては認められなかった。

次に、当時の事業主(以下「元事業主」とする。)の証言を考慮して再審議してほしいと、再度申し立てたが、当該証言は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、再度、申立ては認められなかった。

さらに、申立期間における標準報酬月額の引き下げは事実在即しておらず、社会保険事務所に当時の書類が保管されていないのなら、適正な処理が行われたのかどうか分からないのだから、記録は訂正されるべきであると主張して、再々度申し立てたが、社会保険事務所の処理に遡及訂正等不審な点は見当たらない上、上記申立内容から、申立人が申立期間にその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認することもできないとして、当該申立ては認められなかった。

今回は、これまで、社会保険事務所に対する届出及び納付した保険料について、「申立人の保険料を引き下げる届出をした覚えはない。従前の高い保険料を納付した。」としてきた元事業主が、「社会保険事務所と相談し、会社負担の多い申立人の報酬変更の届出をした。」と、これまでとは違う証言をしているのであるから、事業主の陳述を重視するという年金記録確認第三者委員会の基本方針に照らして、私の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 社会保険事務所の処理に遡及訂正等不審な点は見当たらない、ii) A社は平成10年に破産しており、元事業主は申立期間当時の資料を保管していないため、申立期間に申立人が控除されていた保険料額を確認できない、iii) 社会保険事務所の記録から、A社が5年4月から保険料を滞納していたことが確認でき、申立期間には他の従業員についても標準報酬月額を引き下げ改定が行われていることから、同社は申立人についても標準報酬月額の引き下げ改定の届出を行ったことが考えられる、iv) 申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、21年10月2日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、再申立てについては、i) 「申立人の申立期間の給与を急激に引き下げたことはなく、低い標準報酬月額の届出に関する指示も行っていない。」とする元事業主の陳述は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、さらに、当該内容を確認できる関連資料は無く、うかがわせる周辺事情も見当たらない、ii) そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成22年3月26日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

加えて、再々申立てについては、i) 改めてオンライン記録を確認しても、社会保険事務所の処理に遡及訂正等不審な点は見当たらない上、申立人が申立期間にその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認することもできない。ii) そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成23年1月28日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、元事業主の陳述が変化したことを考慮して審議してほしいとして、4回目の申立てを行っている。

これまで、元事業主は、申立人の給料を常識では考えられないほど急激に引き下げたことはなく、低い標準報酬月額の届出も行っていない旨の陳述を行ってきたが、今回の申立てに際して、「社会保険事務所と相談し、会社負担の多い申立人の報酬変更の届出をした。申立人の給料からは、従前の高い保険料を控除しながら、社会保険事務所へは、届出どおりの保険料しか納付しなかった。」と陳述を変化させた。

また、元事業主は、申立期間当時、会社の資金繰りが大変で、社会保険料を滞納することがあったと陳述しているところ、A社に係る滞納処分執行停止協議（決議）点検表等から、同社が平成5年4月から社会保険料を滞納していたことが確認できる。

さらに、申立期間にA社で被保険者記録の有る従業員 66 人を抽出調査したところ、平成4年から6年までの期間には25人について、そのうち、5年においては16人について、標準報酬月額引き下げ改定が行われていることが確認できる。

加えて、前述の25人の標準報酬月額引き下げ改定は1等級ないし3等級の範囲で行われているが、申立人については、第30級（53万円）から第11級（15万円）へ、さらに第4級（9万8,000円）へと引き下げられており、このように大幅に報酬月額が引き下げられている者は、申立人のほかには見当たらないところ、元事業主の「申立人の給料を実際には下げている。」旨の陳述から、申立人の給料が実際には減額されなかった可能性もうかがえる。

しかし、申立期間当時、経理を担当していた者は、「売上高減少のため、平成5年4月頃から、給与の5%から20%までの減額を行った。社会保険料の負担額を減らすためでない。」と陳述していることから、申立人と同時期に引き下げられている従業員の標準報酬月額は給与減額の事実に基づくものであったと考えられる上、申立期間同時に、申立人のほかには、大幅な標準報酬月額の引き下げが行われた者は見当たらないことから、申立人に係る標準報酬月額の引き下げが、保険料の滞納額を減らすためであったとまでは判断し難い。

また、元事業主は、今般の申立てに際して、「申立人の給料から、標準報酬月額53万円に基づく保険料を控除した。」と、口頭意見陳述の実施前に文書回答しているが、それを確認することのできる資料及び周辺事情は見当たらない。

さらに、元事業主は、口頭意見陳述の場においては、「申立人の標準報酬月額引き下げについて承認したが、大幅な引き下げについて自身は承知しておらず、給与及び社会保険料の計算には直接関与していない。」と陳述しているところ、前述の経理を担当していた者は、「従業員の給料から不当に高い保険料を控除するような不正な処理は一切認めなかった。」と陳述している。

そのほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年2月14日から35年8月5日まで
② 昭和35年8月10日から36年6月26日まで

脱退手当金の確認はがきにより、A社及びB社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとなっていることを知った。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかし、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄を見ると、昭和36年に申立人の被保険者台帳記号番号が重複整理され、A社における記号番号に統合されていることが確認できることから、当該重複取消しは、脱退手当金の請求に併せて処理されたものと考えるのが自然である。

また、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を見ても、脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 9 月 1 日から 41 年 8 月 21 日まで

日本年金機構から脱退手当金の確認はがきを送付されてきたところ、私が勤務した期間のうち、A社での厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとの記載があった。

しかしながら、私は、脱退手当金を請求していないし、受給した覚えもないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、申立人に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、申立人の記名及び押印が確認できる上、記載されている住所は申立人の当時の住所と一致している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の氏名は、同社を退職した約1年11か月後の昭和43年6月18日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金は同年8月2日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、上記被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示がある上、脱退手当金支給額に計算上の誤りは無い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 1 日から 41 年 12 月 31 日まで

私の厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、申立期間は脱退手当金支給済みとなっているとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金は請求しておらず、受け取っていないので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を昭和 41 年 12 月 31 日に退職したが、脱退手当金を請求したこと及び受給したこともないと申し立てている。

しかしながら、A社に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の氏名は、同社を退職した約 2 年 6 か月後の昭和 44 年 5 月 * 日に旧姓から新姓に氏名変更されていることが確認でき、申立期間の脱退手当金は同年 5 月 23 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求手続に併せて当該氏名変更処理が行われたものと考えるのが自然である。

また、脱退手当金支給額に計算上の誤りは無く、事務処理上も不自然な点は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月 21 日から 59 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 58 年 8 月から 61 年 4 月まで、A社において正社員として在籍し、B営業所、C営業所及びD営業所に勤務していた。

ねんきん特別便を確認したところ、D営業所の開業に伴い、C営業所からD営業所に異動した時期と重なる申立期間が空白となっていた。

当時、私は、一旦退職したことはなく継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同様にC営業所からD営業所に異動した同僚の陳述及びE組織におけるD営業所に係るF業指定日の記録などから判断すると、申立人は、申立期間において同営業所に勤務していたことが推認される。

しかしながら、社会保険事務所（当時）の記録によると、D営業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 59 年 2 月 1 日であり、申立期間は適用事業所となる前の期間に当たる。

また、D営業所の事業主は、「当営業所は、C営業所の事業主の出資により開設された営業所であり、実質的な事業主は同人であったため、当時の保険料控除等については不明。」と回答していることから、C営業所の元事業主に照会を行ったところ、「当時、C営業所及びD営業所の社会保険事務は、自身が務めるA社の委託先でもあった会計事務所が行っていたが、同会計事務所は廃業し、担当者も既に死亡していることから、当時の事情については不明。」と回答しており、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

一方、A社の元事業主は、「当時、C営業所及びD営業所は、いずれもA社

とは関係の無い個人事業所であった。社会保険事務については、同一の会計事務所に委託していたが、同社と両事業所の会計処理は別個に行われていた。」と陳述している。

また、A社及びC営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社から同営業所への移籍に伴い、移籍先の同営業所が適用事業所となった昭和57年5月1日直前の同年3月及び同年4月における加入記録が空白となっている者が多数確認でき、そのうちの一人が所持していた両事業所における同年分給与所得の源泉徴収票を見ると、いずれの事業所においても、当該空白期間に係る社会保険料は控除されていないことが確認できることから、当時、当該会計事務所は、それぞれの事業所における社会保険の適用状況に応じて保険料を控除していたことがうかがえる。

なお、A社に係る上記被保険者名簿を調査したが、申立人の氏名は確認できなかったほか、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 9 月 6 日から 45 年 12 月 21 日まで

日本年金機構からの「脱退手当金に関するお知らせ」により、A社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金が支給済みとなっているとの通知があった。

脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、申立人に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、申立人の記名・押印が確認できる上、脱退手当金が支給決定された時期における申立人の住所が記載されている。

また、上記裁定請求書を見ると、事業所名及び所在地の記載欄には、A社のゴム印が押されていることから、脱退手当金の請求に関して同社が関与していたことがうかがえ、B社も、「退職者に対して脱退手当金の説明を行い、退職者本人からの依頼があれば、手続は会社で行っていた。」としている。

さらに、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、脱退手当金が支給されたことを示す「脱 46. 1. 18 C 社保」の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は支給金額に計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険

者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかし、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月 10 日から 43 年 1 月 19 日まで
② 昭和 43 年 1 月 12 日から 45 年 8 月 21 日まで
③ 昭和 45 年 9 月 10 日から 48 年 5 月 16 日まで

日本年金機構から「脱退手当金に関するお知らせ」が届いたが、脱退手当金が支給されたとされる時期以降も、厚生年金保険の被保険者となっており、また、当時は脱退手当金の制度を知らなかった。

脱退手当金を請求したことも受給した記憶もないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、申立人に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、申立人の記名押印が確認できる上、記載されている住所は、申立人が当時住んでいたとする住所の住居表示変更後（昭和 48 年 10 月 * 日に変更）のものである。

また、申立期間の最後の事業所である A 社は、同社を退職する者に対して、脱退手当金に関する説明を口頭で個別に行っていたとしている。

さらに、A 社 B 営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人に係る備考欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できる。

加えて、前述の裁定請求書は、生年月日訂正届を添付して再提出（昭和 49 年 2 月 28 日に C 社会保険事務所（当時）で受付）されているところ、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の備考欄には「生年月日訂正 49 年 3 月 1 日」と記載されていることが確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は支給金額に計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 9 月 15 日から 36 年 4 月 30 日まで
② 昭和 36 年 7 月 13 日から同年 10 月 26 日まで
③ 昭和 37 年 2 月 1 日から 39 年 3 月 1 日まで
④ 昭和 39 年 5 月 21 日から 42 年 4 月 29 日まで

脱退手当金の確認はがきにより、A社で勤務した申立期間①、B社で勤務した申立期間②、C社で勤務した申立期間③及びD社で勤務した申立期間④の厚生年金保険の加入期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることが分かった。しかし、脱退手当金の支払日とされている日は、長女を妊娠中であつわりがひどかった頃なので、脱退手当金の請求手続をできるはずがない。

脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によれば、申立期間に係る脱退手当金は、申立人のD社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1年2か月後の昭和43年7月8日に支給決定されていることが確認できることから、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の名字が同年6月25日に旧姓から新姓に変更されている。また、申立人が同年1月以降に厚生年金保険の被保険者となった記録が見当たらないことから、当該脱退手当金の請求に併せて氏名変更手続が行われたと考えるのが自然である。

また、D社は、「退職する者に対して、脱退手当金について口頭で説明して

いた。請求手続は、退職者自身で行うことになっていた。」としており、申立期間当時の同社の社会保険事務担当者も同様に陳述している。

さらに、前述の被保険者名簿を見ると、申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できる上、脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 11 月 10 日から 33 年 3 月 31 日まで
② 昭和 37 年 8 月 27 日から 42 年 12 月 30 日まで

年金事務所の記録によると、A社で勤務した申立期間①とC社で勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入期間について、脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、申立人の脱退手当金は、申立期間①に係るものと申立期間②に係るものの2回にわたり支給されたと記録されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されているということは考え難い。

また、申立期間①については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人に係る欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の押印が確認できる上、申立期間の脱退手当金は、申立人の同社における被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和33年6月27日に支給決定されており、支給金額に計算上の誤りも無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、申立期間であるA社の期間と申立期間後のB社の期間では別番号となっており、申立期間に係る脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である。

加えて、申立期間②については、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人に係る欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の押印が確認できる上、申立期間の脱退手当金は、申立人の同社における被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和43年2月27日に支給決定されており、支給金額に計算上の誤りも無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかし、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 2 月 13 日から 37 年 12 月 20 日まで
脱退手当金の確認はがきにより、A社における厚生年金保険の加入期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることが分かった。
しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は、A社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和38年4月25日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人とほぼ同時期(おおむね前後各2年以内)に同社において被保険者資格を喪失し脱退手当金の受給要件を満たしていた女性従業員34人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含む20人に脱退手当金の支給記録が有り、そのうちの15人が資格喪失後6か月以内に支給決定されている上、支給決定日が同一の者もみられる。また、支給記録の有る元従業員の一人は、「A社では、退職する者に対して脱退手当金の説明を行っていた。私は、退職後、社会保険事務所から連絡が有り、実家近くの郵便局で脱退手当金を受給した。」と陳述していることから、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性を否定できない。

さらに、申立人のA社に係る前述の被保険者原票を見ると、脱退手当金が支

給されたことを示す「脱」の表示が確認できる上、脱退手当金の支給金額に計算上の誤りも無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかし、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 7 月 27 日から 51 年 4 月 16 日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。

A社へは、ビルの看板に掲示されていた求人情報を見て正社員として入社し、B業務をしていた。また、上司(B職)二人の名前を記憶している。

申立期間中の昭和 48 年 12 月に結婚し、50 年*月には子が誕生しており、健康保険被保険者証を持っていたはずである。給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶も有るので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出された慰安旅行時の集合写真及び元同僚の陳述から判断して、申立人が申立期間に、A社で正社員として勤務していたことが推認できる。

しかし、A社の申立期間当時の事業主及び同社を承継したC社の閉鎖時の代表取締役は、いずれも、「申立期間当時の関係資料等を保管していないため、申立人に係る保険料控除等の状況については不明である。」旨陳述している。

また、A社の申立期間当時の事業主は、「申立期間当時は、従業員の定着率が悪かったため、雇用形態が正社員であっても勤務の継続が見込める者だけを厚生年金保険に加入させていた。」と回答している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人が上司として名前を挙げた二人のうち、一人の記録は見当たらず、残る一人は、申立人が、同社の開設(昭和 45 年頃)当初から勤務していたとしているにもかかわらず、昭和 49 年 9 月 20 日に厚生年金保険の資格を取得している。

加えて、前述の被保険者名簿において申立期間に被保険者記録が有り連絡先の判明した22人に照会し14人から回答を得たが、そのうち4人は「正社員であっても厚生年金保険に加入しない従業員がいた。」と、また、当該4人のうち2人は、「自身の厚生年金保険の記録には数年の未加入期間がある。」と陳述している。

これらのことから、申立期間当時、A社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させておらず、加入させる場合も入社と同時でない取扱いであったことがうかがえる。

また、前述の被保険者名簿を見ても、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 6 月 8 日から 41 年 8 月 27 日まで

A社に勤務していた申立期間については、脱退手当金が支給されたことになっている。しかし、脱退手当金は請求も受給もした覚えがないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、管轄の年金事務所が保管する申立人に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、申立人の記名及び押印が有るほか、同請求書は、A社の所在地を管轄するB社会保険事務所（当時）で昭和 41 年 11 月 18 日に受け付けられ、オンライン記録と一致する 42 年 3 月 7 日に支給決定されていることが確認できるなど、その記載内容に不自然な点は見られない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同時期に受給要件を満たし資格を喪失していることが確認できる女性従業員 11 人（申立人を含む。）について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、8 人に支給記録が確認でき、このうち 4 人が資格喪失後 6 か月以内に支給決定されている上、支給記録の有る者の 1 人は、「当時、A社では、労務課の担当者が女性従業員に脱退手当金について説明を行っており、退職した女性はほとんどが脱退手当金を受給していると思う。」と陳述しているほか、前述の脱退手当金裁定請求書の「最後に被保険者として使用された事業所」欄には、A社の所在地のゴム印が押されていることから、申立人の委任に基づき事業主による代理請求がなされたものと推認できる。

さらに、申立人のA社に係る上記被保険者原票を見ると、脱退手当金が支給

されたことを意味する「脱」の表示が確認できるほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、前述の脱退手当金裁定請求書を見ると、過去に被保険者として使用された事業所の名称を請求者自らが記入する欄に、当該被保険者期間が記入されていないことが確認できる上、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていたことが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年12月1日から37年1月20日まで

A社に勤務していた申立期間については、脱退手当金が支給されたことになっている。しかし、脱退手当金という制度自体を知らなかったため、脱退手当金は請求も受給もしていない。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後に記載されている116人のうち、申立人と同時期に受給要件を満たし資格を喪失した女性20人について脱退手当金の支給記録を調査したところ、17人に支給記録が確認できる上、申立期間当時に同社で経理を担当していたとする元従業員は、「申立期間当時、A社では、女性従業員からの申出に基づき、代理で脱退手当金の請求手続を行っていた。退職する女性従業員のほとんどが、脱退手当金を受け取っていたと思う。」と陳述していることから、申立人についても、申立人の委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いと考えられる。

さらに、上記被保険者名簿を見ると、申立人の欄に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が確認できるほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保

険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていたことが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 7 月 1 日から 36 年 7 月 26 日まで

日本年金機構から送付されてきた脱退手当金の受給についての確認はがきによると、A社に勤務していた申立期間については、脱退手当金が支給されたことになっている。

しかし、脱退手当金は請求も受給もしていないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約6か月後の昭和37年1月29日に支給決定されている。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同時期に受給要件を満たし資格を喪失した女性従業員18人（申立人を含む。）について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、9人に支給記録が有り、このうち7人が資格喪失後6か月以内に支給決定されていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いと考えられる。

さらに、上記被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「退」の表示が確認できるほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶がないという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていたことが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

大阪厚生年金 事案 11348 (事案 6055 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 19 日から 39 年 8 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

そこで、申立期間について年金記録確認第三者委員会に年金記録の訂正を申し立てたが、勤務が確認できない等として、申立ては認められなかった。

しかし、失業保険金受給資格者証が新たに見つかり、当該受給資格者証には、給付日数 180 日となっており、申立期間も厚生年金保険に加入していたのではないかと思うため、再度申立てを行う。

当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人が記憶している同僚及び従業員からは、申立人の申立期間における勤務等を確認できる陳述は得られず、また、入社後すぐには厚生年金保険には加入しておらず、試用期間があったとの陳述が得られたところ、同僚等の厚生年金保険の加入記録を見ると、それぞれ記憶している入社時期の3か月後ないし1年後に資格を取得していることから、A社では申立期間当時、必ずしも全ての従業員を採用後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったことが推認できること、さらに、同社は平成 18 年 6 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も既に死亡しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況が確認できない等として、既に当委員会の決定に基づき、22 年 4 月 9 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料として、A社の次に勤務した事業所(B社)を退職後に受給した失業保険に係る「失業保険金受給資格者証」を提出してお

り、当該受給資格者証により確認できる求職年月日（昭和 41 年 2 月 7 日）及び所定給付日数（180 日）により、申立期間における A 社勤務が判明し、失業保険と併せて厚生年金保険にも加入していたのではないかと主張している。

しかし、C 労働局は、「申立人の A 社における失業保険（雇用保険）の加入記録については、保存期間超過につきデータが保存されていない。なお、失業保険において、昭和 40 年度からあらたに所定給付日数を決定するに当たって、被保険者であった期間を通算する制度が設けられているところ、当該通算制度は昭和 40 年 3 月 31 日前の離職に係る被保険者であった期間には適用されないことから、当該『失業保険金受給資格者証』に係る失業保険金の算定に当たっては、同社の次に勤務した事業所（B 社）における被保険者期間が算定基礎期間とされ、A 社については（仮に失業保険に加入していたとしても）通算制度は適用されない。」旨回答している。

また、A 社は、平成 18 年 6 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡しているが、今回新たに、事業主の実子で、申立期間後ではあるものの同社の役員でもあった者の連絡先が判明したことから事情照会したところ、「申立期間は、学生であったため、詳しいことは分からない。」との陳述しか得られなかったことから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認できない。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間当時に記録の有る 8 人を抽出し、所在の判明した 4 人に照会したところ、唯一回答を得られた同僚は、「入社後 1 か月間は見習期間で当該期間は厚生年金保険に加入していなかったため、保険料も控除されていなかった。A 社に加入していた厚生年金保険を脱退手当金として請求する際に加入期間が 1 か月足りないと回答され、今思えば入社時期から加入するよう言えばよかったと後悔している。」と陳述していることから、申立期間当時、同社では、必ずしも全ての従業員を採用後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月 12 日から 40 年 3 月 13 日まで
厚生年金保険被保険者期間について、社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社及びB社に勤務していた期間に係る厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金支給済みとの回答をもらった。

脱退手当金を請求及び受給した記憶はないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社及びB社における厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金を受給したこととされているが、請求及び受給した記憶はないとしている。

しかし、申立人のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、B社を退職後は子育てのため、就労する意思はなかったとしているところ、同社における厚生年金保険被保険者資格を喪失後、厚生年金保険への加入歴が無いこと等を踏まえると、申立人が当時、脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年8月1日から25年3月30日まで
② 昭和26年2月18日から29年10月1日まで
③ 昭和29年10月6日から33年5月11日まで

昨年、日本年金機構から脱退手当金の受給を確認するはがきが届き、申立期間の脱退手当金が支給されていることを初めて知った。

昭和33年5月にA社を一旦退職し、その後しばらくたって同社に再入社したが、脱退手当金を受け取った記憶はない。

申立期間当時、A社が経営不振だったので、会社が私に脱退手当金を渡してくれなかったのではないかと。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかし、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した日から約5か月後の昭和33年10月24日に支給決定されているとともに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同日の同年5月11日に被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たした女性従業員5人の支給状況を調査したところ、5人全員が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金が支給されており、そのうちの1人は、支給日も申立人と同日であることを踏まえると、脱退手当金の請求手続について事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、上記の被保険者名簿によると、昭和33年8月4日に申立人の氏名が訂正されていることからすると、脱退手当金の請求に併せて氏名の訂正が行

われたものとするのが自然である。

さらに、上記の被保険者名簿によると、申立人及び上記の女性従業員5人全員に脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できるとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年8月20日から32年8月5日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社における被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとなっている旨の回答を受けた。

脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとして申し立てている。

しかしながら、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、申立人に脱退手当金を支給したことを示す「脱退」の記載があり、資格期間(72月)、支給金額(1万4,400円)及び支給年月日(昭和32年11月5日)はオンライン記録と一致している上、脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は、昭和32年9月28日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金が同年11月5日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

このほか、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険

者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月 7 日から 46 年 9 月 1 日まで
日本年金機構から脱退手当金の受給を確認するはがきを送付されてきたところ、私が勤務した期間のうち、A社（現在は、B社）C営業所での厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとの記載があった。
しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、D年金事務所には、脱退手当金の支給を裏付ける申立人に係る脱退手当金裁定請求書等が保管されており、申立人の記憶する当時の住所地に比較的近い郵便局での隔地払（通知払）をした記録が確認できる。

また、A社C営業所に係る事業所別健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が有る上、申立人の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和46年10月13日に支給決定され、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなく、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 6 月 8 日から 35 年 4 月 1 日まで
② 昭和 35 年 4 月 1 日から 38 年 8 月 27 日まで
③ 昭和 38 年 8 月 27 日から 39 年 3 月 1 日まで
④ 昭和 39 年 8 月 1 日から 41 年 8 月 1 日まで
⑤ 昭和 41 年 10 月 1 日から 44 年 4 月 6 日まで

日本年金機構から送付された脱退手当金の受給を確認するはがきにより、申立期間について脱退手当金支給済みとなっていることを知ったが、A社退職後に脱退手当金の請求をしたことも受給した記憶もないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、申立人の記名及び押印が有る脱退手当金裁定請求書において、厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約3か月後の昭和44年7月14日に、申立期間に係る脱退手当金を支給決定していることが確認できる。

また、i) 申立人は、A社在職中の昭和43年5月*日に入籍しているところ、同社に係る事業所別健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の氏名は、被保険者資格を喪失した約1か月後の44年4月30日に旧姓から新姓に氏名変更されていること、ii) 同年5月1日付けで申立人の厚生年金保険被保険者記号番号がB番号からC番号へ重複取消処理が行われていること、iii) 前述のとおり、申立期間の脱退手当金が同年7月14日に支給決定されていることを考え合わせると、脱退手当金の請求に併せてこれらの氏名変更及び重複取消しが行われたと考えるのが自然である。

さらに、A社に係る前述の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が有るとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 11 月 1 日から 31 年 12 月 31 日まで
② 昭和 32 年 1 月 5 日から 38 年 6 月 29 日まで
③ 昭和 39 年 12 月 1 日から 41 年 4 月 29 日まで
④ 昭和 41 年 12 月 1 日から 43 年 7 月 27 日まで

年金事務所の記録では、私がA社及びB社（申立期間①及び②）並びにC社及びD社（申立期間③及び④）に勤務した期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、当時は脱退手当金についての知識及び情報がなかったため、私は、脱退手当金の請求手続をしておらず、受給した記憶もないので申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②、③及び④に係る脱退手当金を請求しておらず、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によると、申立期間①及び②に係る脱退手当金は、B社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約6か月後の昭和38年12月11日に支給決定されており、脱退手当金の支給額に計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間③及び④に係る脱退手当金は、D社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和43年11月30日に支給決定されており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できる上、当該期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶がないという主張のほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間①、②、③及び④の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 12 月 12 日から 38 年 3 月 31 日まで
年金事務所の記録では、私がA社に勤務していた申立期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。
しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されたページを含む前後計9ページに記載されている女性のうち、申立人と同一時期（前後2年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した19人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含めて12人であり、うち申立人を含む11人が資格喪失後6か月以内に支給決定されていることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、A社に係る前述の被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給金額に計算上の誤りは無く、同社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和38年7月9日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないという主張のほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立

期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 9 月 1 日から 33 年 7 月 15 日まで
年金事務所の記録では、私が A 社に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。
しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によると、申立期間に係る脱退手当金は昭和 34 年 4 月 21 日に支給決定されており、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い。

また、申立期間に係る脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、A 社を退職した昭和 33 年 7 月 15 日から同制度が創設された 36 年 11 月までの間、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立人から聴取しても、「50 年以上前の話なので、当時の事情について聞かれても何も思い出せない。」旨陳述しており、受給した記憶がないという主張のほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 7 月 1 日から 60 年 3 月 25 日まで

私は、昭和 58 年に A 社を定年退職し、その後、B 社に 59 年 7 月 1 日に入社した。

しかし、年金事務所の記録では、B 社における厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和 60 年 3 月 25 日となっているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立期間における被保険者記録が確認でき、同社において A 社からの退職者受け入れ及び人員配置を担当していたとする同僚から提出された同社 C 業務関係の人員配置によると、申立人は昭和 59 年 6 月 30 日に A 社を退職し、60 年 4 月 1 日から B 社の職員として同社 D 営業所に配属されていることが確認できる上、当該同僚は、「B 社 D 営業所は昭和 59 年 5 月 1 日から E 業務を開始しており、当該業務開始時には 2 名を配属していた。A 社からの退職者の受け入れについては、基本的に前任者に退職及び異動があり、体制に空きができる都度行っており、申立人の場合は、2 名のうち 1 名が同社 F 営業所に異動したため、その後任として 60 年 3 月末頃に入社していただいた。」旨陳述している。

また、当該同僚を含め B 社に係る前述の被保険者名簿において、申立期間における被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したが、申立人の申立期間における勤務を推認できる陳述等は得られなかった。

さらに、B 社では、「申立期間当時の資料が残っていないため、申立人の在籍等の状況は不明である。」旨回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 7 月 16 日から 38 年 2 月 27 日まで
年金事務所の記録では、A社での厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。
しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、同社での申立人の被保険者資格の喪失日から約6か月後の昭和38年8月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、A社での厚生年金保険被保険者資格の喪失後の昭和38年2月から43年12月まで国民年金の強制加入対象者であるが、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は、44年9月に払い出されていることが確認できる上、申立人は、「A社を退職後に再就職をする意志はなく、年金に加入することは考えていなかった。」旨陳述していることを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 1 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 34 年 3 月 7 日から 37 年 8 月 20 日まで

年金の裁定請求時から、A社及びB社での厚生年金保険の加入期間に係る脱退手当金が支給済みとなっていることに納得できなかつたところ、今回、脱退手当金の確認はがきによる照会を受けた。

私は、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されたページを含む前後計3ページに記載された女性のうち、申立人と同一時期（おおむね前後2年以内）に受給要件を満たして被保険者資格を喪失した10人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含む5人であり、そのうち3人が資格喪失後約6か月以内に支給決定されていることが確認でき、当該3人のうち1人は、「事業主に脱退手当金の代理請求を依頼し、脱退手当金を受給した。」旨陳述していることから、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

また、同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号により管理されていた申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、B社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和37年12月10日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶がないというほかに脱退手当

金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の前にある被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかし、当該未請求の被保険者期間は、申立期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号により管理されていることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月17日から39年8月18日まで
年金事務所の記録では、A社での厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。
しかし、私は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、A社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和39年12月4日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、オンライン記録から、申立人が申立期間より前に勤務したB社での厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金が支給済みとなっていることが確認できることから、申立人は、「B社を退職して家庭に入るつもりであったので、厚生年金保険から脱退し、一時金で受け取ったことを記憶している。」旨陳述していることから、申立人は、脱退手当金制度のことを認識していたことがうかがえる上、申立人から聴取しても、受給した記憶がないというほかに申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険

者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の前にあるC社での被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、同社での被保険者期間は、申立期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号により管理されている上、申立人は、「申立期間当時、C社での厚生年金保険被保険者期間があることは知らなかった。」旨陳述していることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。